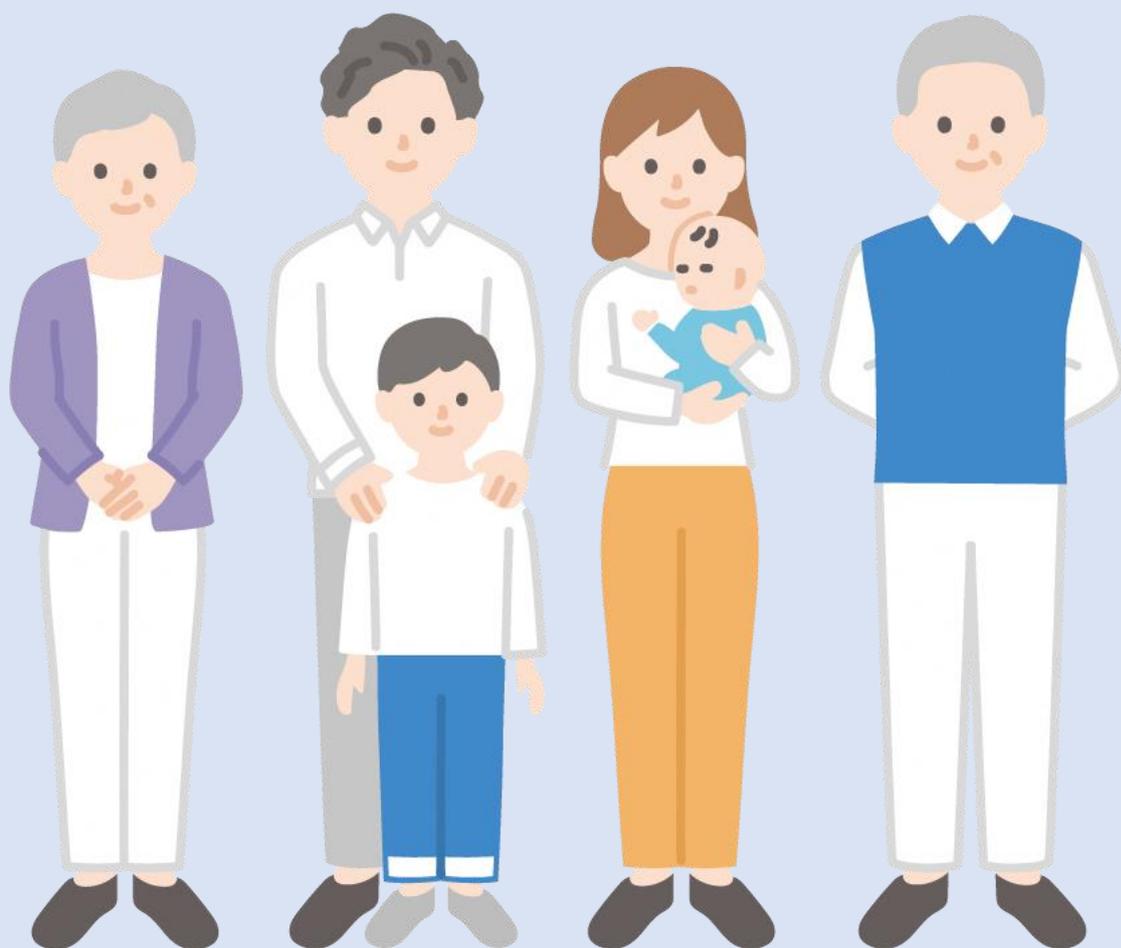


男女共同参画プラン



令和5年3月
矢吹町

目次

第1章 基本的な考え方.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
2. 基本理念.....	2
3. 計画の性格と役割.....	3
4. 計画の期間.....	3
第2章 計画の体系.....	4
第3章 計画の内容.....	5
基本理念Ⅰ 男女平等の意識づくり.....	5
重点目標1 一男女平等意識の啓発活動の推進.....	6
重点目標2 一男女平等意識の教育・学習の推進.....	7
重点目標3 一男女の人権尊重の推進.....	8
基本理念Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり.....	10
重点目標1 一政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進.....	11
重点目標2 一地域社会・家庭における男女共同参画の促進.....	12
基本理念Ⅲ 男女が共に働きやすいまちづくり.....	13
重点目標1 一労働環境の整備.....	14
重点目標2 一仕事と家庭の両立のための環境整備.....	15
基本理念Ⅳ 男女が共に安心して暮らせるまちづくり.....	16
重点目標1 一すべての人にやさしい生活環境の整備.....	17
重点目標2 一生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援.....	19
第4章 計画の推進.....	20
推進体制の整備.....	20
(1) 町民参加による推進体制.....	20
(2) 庁内推進体制.....	20
(3) 国・県・他自治体等の関係団体との連携・協力.....	20

第1章 基本的な考え方

1. 計画の趣旨

我が国における男女平等の実現に向けた取組は、日本国憲法にその理念が明記されたことが契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。

これまで、国は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(平成2(1990)年)で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されておらず、また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっていませんでした。こうしたことから、国は第4次男女共同参画基本計画においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど取組を進めてきました。

一方、平成27(2015)年に国連で決定され、我が国も賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。こうした国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。例えば、世界経済フォーラムが令和元(2022)年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は146か国中116位となっています。

このようなことから、町ではジェンダーフリー^{※1}な男女共同参画社会を実現するため、国が策定した「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月策定)及び県が策定した「ふくしま男女共同参画プラン」(令和3年12月改定)に基づき、「矢吹町男女共同参画プラン」を新たに策定しました。

用語解説

※1 ジェンダーフリー

日本では性による社会的・文化的差別をなくすことを意味して使われています。つまり、社会的・文化的性差の押し付けから自由になる(自由=フリー)という意味の言葉です。「従来の性別における決め付けや役割分担にとらわれず、男女間のアンバランスな力関係や格差をなくそう」という考え方がもとになっています。

2. 基本理念

矢吹町男女共同参画プランは、基本理念として次の4つの柱を掲げました。

基本理念（4つの柱）

基本理念Ⅰ …… 男女平等の意識づくり

基本理念Ⅱ …… 男女が共に参画するまちづくり

基本理念Ⅲ …… 男女が共に働きやすいまちづくり

基本理念Ⅳ …… 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

3. 計画の性格と役割

この計画の性格と役割は、次のとおりです。

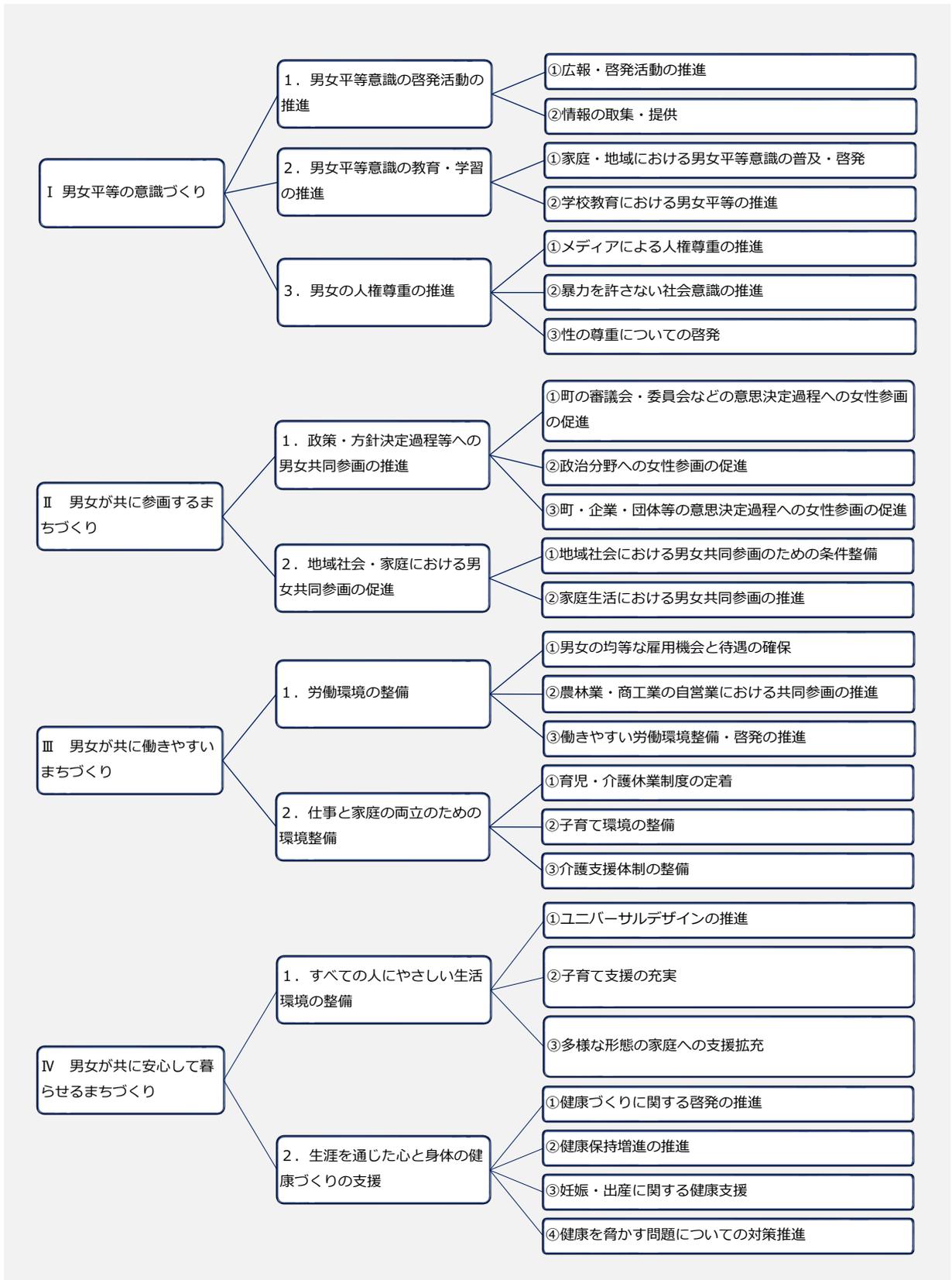
- (1) この計画は、「男女共同参画社会法」に基づいて策定したものです。
- (2) 国や県の計画と整合性を図り、男女共同参画社会の実現に向けた本町の基本的な取組みの方向、具体的施策を示し、男女共同参画社会形成を推進するための行動計画とするものです。
- (3) この計画は、「矢吹町まちづくり総合計画」等の各種計画と整合性を図ることで、この計画の趣旨が理解され、家庭・地域社会等の活動において自主的に男女共同参画の推進に向けた取組みを行うことを期待するものです。

4. 計画の期間

この計画は、県の計画を踏まえ令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

なお、必要に応じて、本町を取り巻く状況の変化等を踏まえた見直しを行うものとします。

第2章 計画の体系



第3章 計画の内容

基本理念Ⅰ 男女平等の意識づくり

男女がお互いに認め合い、人間としてお互いを尊重し、その個性や能力を十分に発揮することができる社会である男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識をお互いの立場に立って見直すとともに、男女平等意識を持って対等に参画していくことが必要です。

女だから、男だからということで社会参加の選択が制限されることがあってはならず、自己の能力・個性を発揮できる機会が男女平等に保障されると同時に男女がお互いをパートナーとして認め合っていくことが強く求められています。

男女共同参画社会の実現のために家庭、学校、職場、地域を問わず、社会のあらゆる場面、分野において、人権に対する意識の啓発と男女平等教育を推進する必要があります。

重点目標 1—男女平等意識の啓発活動の推進

一人ひとりが男女の性にとらわれることなく、一人の人間としてお互いの個性を尊重する男女平等の意識を高めることが重要であり、様々な機会を通じて男女平等意識を高めるための啓発や広報活動に取り組みます。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①広報・啓発活動の推進	1. 町広報誌を利用した啓発 町民に身近な広報誌を活用し、男女共同参画社会に関する広報・啓発活動を行う	まちづくり推進課
	2. 町ホームページの男女共同参画に係るページの開設、充実 男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業等を掲載したページを開設し、情報を発信する	まちづくり推進課
②情報の収集・提供	1. 男女共同参画に関する情報の収集・提供 国、県や先進地の取り組みについて情報収集を行い、様々な機会を通して町民へ提供する また、町の取り組みについても町民への発信を行う	総務課 まちづくり推進課 保健福祉課 生涯学習課

重点目標 2 一男女平等意識の教育・学習の推進

家庭、学校、職場、地域等において、男女平等意識の浸透を図るため、男女平等の視点に立った教育の推進や男女共同参画について学ぶことができる機会の提供を図ります。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①家庭・地域における男女平等意識の普及・啓発	1. 家庭・地域における役割分担意識の見直し 社会慣行などにある男女共同参画社会の実現を阻害している性別による役割分担意識の見直しに向けた啓発を広報誌等に掲載する	まちづくり推進課
②学校教育における男女平等の推進	1. 意識啓発のため教育関係者の研修会へ参加 県や関係機関が実現する男女共同参画に関する研修会への積極的な参加を図る	教育振興課 生涯学習課
	2. 男女平等に基づく教育の推進 学校教育全体を通じて、人権尊重、男女平等、相互理解・協力の指導を図り、自立意識に向けた学校教育を推進する	教育振興課 生涯学習課
	3. PTA 役員等への女性参画の推進 令和 4 年 4 月現在の矢吹町内の幼稚園・学校の PTA 会長における女性の割合は 0% となっているため、PTA 会長、副会長、役員への女性参画を推進する	教育振興課

重点目標 3 一男女の人権尊重の推進

日常生活の中に潜んでいる男女の人権を侵害している表現について、広報や啓発活動により、人権侵害を許さないという意識を高め、人権侵害の未然防止策の充実を図ります。DV_{※2}（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等の暴力を許さない意識の啓発活動を行います。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①メディアによる人権尊重の推進	1. 町の発行物における表現 本町が情報発信するものについては、人権尊重の視点に立った表現に努める	全庁
	2. 不適切な表現からの隔離 青少年等の健全育成のため、有害図書など不適切な表現の含まれる情報については、隔離されるよう関係機関に要望活動を行う	教育振興課 生涯学習課
②暴力を許さない社会意識の推進	1. 児童や女性の人権を守るための意識啓発 児童虐待防止法やドメスティック・バイオレンス _{※2} 防止法、ストーカー規制法、ストーカー規制法など、暴力や人権侵害から身を守る法律についての周知活動を行う	まちづくり推進課 保健福祉課 教育振興課 生涯学習課
	2. 子どもの安全確保 地域ぐるみで子供の安全確保（見守り隊）を図る	まちづくり推進課 教育振興課
	3. あらゆる場におけるセクシャル・ハラスメント_{※3} 防止体制を推進する セクシャル・ハラスメント防止のための啓発活動を行う	まちづくり推進課 保健福祉課 教育振興課 生涯学習課
	4. 関連機関との連携 男女共生センター等と連携し情報提供を実施する	まちづくり推進課 生涯学習課
③性の尊重についての啓発	1. 性に関する情報・学習機会の提供 性に関する正しい知識を身につけられるよう、学習機会や情報を提供する	保健福祉課 教育振興課 生涯学習課

用語解説

※2 ドメスティック・バイオレンス

配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。

※3 セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

基本理念Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、従来の固定的な性別による役割分担意識を解消し、社会のあらゆる分野において男女が共に責任を担い、参画できる環境整備が求められています。

しかし、本町における各種審議会・委員会への女性に登用は増加傾向にあるもののまだまだ少なく、女性の意見がまちづくりに反映しにくい状況にあります。

このため、各種審議会・委員会への女性委員の参画を向上させるべく取組みます。

この各種審議会委員等への登用にあたっては、団体推薦によるものが多いことから、推薦団体にも積極的に働きかけ女性の登用に向けて協力依頼を図っていくとともに、女性が参画しやすい環境づくりを進めます。

また、女性自身が自覚を持ち発信する能力や知識を高め、様々な社会の活動に参画し、意見を反映させる力を身につけることは、女性自身の意識の高揚にもつながります。

そのため、女性のエンパワーメント^{※4}につながる施策を積極的に推進していくことが必要です。

用語解説

※4 女性のエンパワーメント

女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

重点目標 1—政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現には、女性が政策・方針決定の場に積極的に参画することが重要であることから、女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を進めるための施策を推進します。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①町の審議会・委員会などの意思決定過程への女性参画促進	1. 各種審議会等への女性の登用推進 審議会、委員会等への女性の登用を推進する	全庁
	2. 各審議会等への女性登用率の調査実施 審議会等への女性登用率を定期的に調査し、目標年次における登用率の確保に努める	まちづくり推進課
②政治分野への女性参画の促進	1. 政治分野に関する広報活動の充実 広報誌などを通して選挙の重要性の啓発をし、選挙への関心を高めて積極的な政治参加を促進	総務課
③町・企業・団体等の意思決定過程への女性参画の促進	1. 町における管理職等への女性の登用と職域拡大 ・「矢吹町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、管理・監督職等への女性の登用を積極的に進め、国の目標に準じて登用率を 30%へ引き上げる（令和 2 年度は 4%） ・性別による特定部署、職務分担の慣行にとらわれないことなく、適正な職員の配置を行う	総務課
	2. 団体等への啓発活動の推進 各種団体に対して、意思決定機関への女性参画を促すための啓発活動を行う	まちづくり推進課

重点目標 2—地域社会・家庭における男女共同参画の促進

地域活動や家庭生活での様々な分野において、男女がともに自主的に参加することが重要であり、男女が共にボランティア活動や生活に密着した活動をなどができる条件を整え、地域社会で自らの能力を発揮できる環境づくりを推進します。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①地域社会における男女共同参画のための条件整備	1. 地域社会活動への参画促進 ・女性が社会活動に参画しやすい環境整備のため、子育てや介護への支援策との連携を図る ・各種ボランティア団体との連携を図る	まちづくり推進課 保健福祉課 子育て支援課
	2. まちづくりへの男女共同参画の推進 行政区などの地域社会の場において、男女が共に参画し、意思決定過程に女性が参画できるように働きかける	まちづくり推進課
	3. 環境保全活動への男女共同参画の推進 地域環境整備への関心を高め、環境保全活動の男女参画を推進する	まちづくり推進課
②家庭生活における男女共同参画の推進	1. 啓発活動の推進 家事、育児、介護を男女が協力して担うという意識を浸透させるための啓発活動を行う	まちづくり推進課 保健福祉課 子育て支援課

基本理念Ⅲ 男女が共に働きやすいまちづくり

男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正や育児・介護休業法、パートタイム労働法の制定により、募集時における男女の性的取り扱いはなくなったものの、採用・賃金・配置・昇進など様々な面で男女格差が見られる等の問題があります。

職場における男女平等を実現するためには、関係する法律や制度の正しい理解とその普及、啓発を図るとともに、意識改革を進め、男女が共に働きやすい環境づくりを推進しなければなりません。

また、女性が安心して出産できる職場環境や育児休業及び介護休暇の取得しやすい環境づくりを推進します。

重点目標 1—労働環境の整備

女性が能力を発揮して働き続けるための改正男女雇用機会均等法等の法制度など、労働環境整備が進んでいます。

しかし、女性の婚姻・妊娠・出産に対する理解のもとに女性の働く権利を保障し、個人の能力を十分発揮し評価される職場環境の整備が進んでおらず、男女の不平等が生じています。

女性が自ら労働意識を高めるとともに、あらゆる就労者の健康管理意識の向上と健康増進を図り、労働の場における男女共同参画を進めます。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①男女の均等な雇用機会と待遇の確保	1. 労働関連法令の内容の周知・啓発 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働基準法等の法令の周知・啓発活動を行う	まちづくり推進課 商工観光課
②農林業・商工業等の自営業における共同参画の推進	1. 家族経営協定の締結推進 農業に従事する女性が経営へ積極的に参画するため、家族協定の締結を推進する	農業振興課
	2. 経営パートナーとしての意識啓発 女性が経営パートナーであるという認識の浸透を図るため、啓発活動を行う	商工観光課 農業振興課
③働きやすい労働環境整備・啓発の推進	1. 働きやすい労働環境整備推進 働きやすい労働環境整備のための情報提供を行う	総務課 商工観光課
	2. セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 セクシャル・ハラスメント防止の取組みを働きかけるとともに、防止に向けた周知・啓発活動を行う	まちづくり推進課 商工観光課

重点目標 2—仕事と家庭の両立のための環境整備

男女がともに、職業の責任と育児や介護などの家庭の責任を両立させることは、男女共同参画の最も基本的な考えの一つであります。

しかし、依然として家事労働の多くは女性が担っており、男性の家事労働時間は極めて少ないのが現状です。

女性が働きつづけるために、職業と家庭の調和が図られるような制度や環境づくり、労働条件の整備とともに、「家族的責任は男女が共に担うもの」との共通認識を深める対策を推進します。

男女がともに協力して仕事と家庭の両立が図られるよう、育児・介護休業制度の定着推進と子育て環境の整備に努めます。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①育児・介護休業制度の定着	1. 育児・介護休業法などの普及・促進 育児、介護休業制度の周知と周囲への理解を促し、制度の普及促進を図る	総務課 保健福祉課
②子育て環境の整備	1. 放課後児童クラブ事業の充実 放課後の児童の健全育成を図るため、地域の実情に合ったサービスの充実を図る	子育て支援課
	2. 子育て支援センターの充実 子育てに関する相談事業等により、安心して子育てができる環境の整備を図る	子育て支援課
③介護支援体制の整備	1. 介護支援体制の充実 ・ 関係団体と連携し、介護サービスの質の向上を図る ・ 寝たきり防止、リハビリ事業等の充実を図る	保健福祉課
	2. 介護者の支援 在宅介護者の介護うつ防止のための相談体制の充実	保健福祉課

基本理念Ⅳ 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化の急速な進展に見られるように、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。価値観の多様化に伴い、個々のライフスタイルも様々です。

すべての人が生涯を通して健康で安心して心豊かに暮らすことのできる環境を整えていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで、重要です。

高齢化率が上昇しておりますが、高齢期を生き生きと暮らせる環境を整備していく必要があります。さらに、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭も年々増加傾向にあります。こうしたひとり親家庭は、子どもの教育、就業、家族の健康など、経済的、精神的に不安定な状況に置かれがちでありますので、安心して暮らせるよう相談や生活支援の拡充を図る必要があります。

障害者にやさしいまちづくりは、高齢者や子ども、妊産婦などのすべての人にやさしいまちづくりにつながります。

また、すべての人が健康に暮らしていくためには、健康づくりを支援する施策や健康相談等が必要です。

重点目標 1ーすべての人にやさしい生活環境の整備

年齢や男女の性別、障がいの有無にかかわらず、誰にとっても使い勝手の良い、ユニバーサルデザイン※5の考え方による生活基盤の整備を推進します。

また、核家族化などにより、子育てと仕事の両立の難しさから、子育てに伴う経済的負担や精神的負担の軽減などの子育て支援を充実していきます。

また、高齢者が急速に増加していることから、高齢期を生き生きと暮らせる支援策の充実が求められます。さらに、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭も年々増加傾向にあります。こうしたひとり親家庭に対しても子育て支援を充実していきます。

施策の方向	具体的な施策	担当部署
①ユニバーサルデザインの推進	1. ユニバーサルデザインの導入推進 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰にでも利用しやすい施設（道路、公園、集会施設等）を整備する	全庁
②子育て支援の充実	1. 地域における子育て支援 地域全体で子育てを支援する体制を強化する	子育て支援課
	2. 子育て支援センターを核とした子育て支援 子育てに関する相談事業等の実施により子育てを支援する	子育て支援課
③多様な形態の家庭への支援	1. ひとり親家庭の自立のための相談・支援 ・医療補助等の支援制度の周知を図る ・自立のための相談業務を行う	子育て支援課
	2. 高齢者の自立と安定した暮らしの支援 ・高齢者の保健事業の充実や、健康づくりの機会を提供し、健康管理意識の高揚を図る ・高齢者の雇用拡大のため、シルバー人材センター等と連携を図る ・高齢者の生きがい対策（ことぶき大学等の充実） ・寝たきりや認知症予防対策（若返り教室等の充実）	保健福祉課 生涯学習課
	3. 障害者の自立支援 ・障害者の社会活動への参加を支援する ・障害者施設との連携により、障害等に関する情報を提供し、町民の正しい理解と認識の普及を図る	保健福祉課

用語解説

※5 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

重点目標 2 一生涯を通じた心と身体健康づくりの支援

人生 100 年時代を迎えた今日、生涯を健やかに過ごすためには、日頃からの心身の健康づくりが基本となります。ライフスタイルに応じて、あらゆる場で健康づくりを実践していくことが重要です。特に女性の場合、男性とは異なる健康問題に直面することから、女性の身体機能に応じた健康づくりを推進します。

施策の方向性	具体的な施策	担当部署
①健康づくりに関する啓発の推進	1. 健康づくりに関する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 健康管理のための情報を提供する 健康診断の受診啓発活動を行う 心身の健康相談、健康指導の充実を図る 	保健福祉課
②健康保持増進の推進	1. 心と身体健康とストレス解消による健康保持 <ul style="list-style-type: none"> 健康スポーツ、レクリエーション等の普及を進める ヘルスステーション健康事業の推進により健康増進を図る 	保健福祉課 生涯学習課
③妊娠・出産に関する健康支援	1. 妊娠、出産に関する相談窓口の充実 妊娠、出産の安全性を確保するため、検診や相談をはじめとする保健体制を充実する	保健福祉課
	2. 不妊治療に関する情報提供 不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む人に対する支援を行う	保健福祉課
④健康を脅かす問題についての対策推進	1. 薬物乱用防止の徹底のための啓発・教育 <ul style="list-style-type: none"> 薬物防止徹底のための情報を提供 小中学校における薬物の危険性に関する啓発 	保健福祉課 教育振興課
	2. 公共施設等における受動喫煙防止対策の普及 公共施設等における分煙化の推進	全庁

第4章 計画の推進

男女共同参画社会の早期実現をめざして、行政が中心となって関連施策の展開を図ることはもとより、老若男女すべての町民、家庭、学校、職場、地域が一丸となり、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切です。

男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、本計画の趣旨を理解し、「男女がともに創るすばらしいまち」の実現を目指します。

推進体制の整備

(1) 町民参加による推進体制

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けて、各団体との連携を図りながら様々な取り組みを行うことにより機運の醸成を図ります。
- ◆ 地域ぐるみの取り組みによる意識啓発や慣習・慣行を見直し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや推進体制づくりを促進します。

(2) 庁内推進体制

- ◆ あらゆる分野にわたる全庁的な取り組みが必要な男女共同参画施策については、関係各課の連携を強化します。
- ◆ 全庁的に男女共同参画に関する共通理解を深め、本計画の達成に向けた取り組みを進めます。

(3) 国・県・他自治体等の関係団体との連携・協力

- ◆ 計画を推進するにあたっては、国・県・他自治体との連携強化に努めるとともに、他自治体の先進的事例調査等による情報収集に努めます。

矢吹町役場 まちづくり推進課

住 所 : 〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 1 0 1

電 話 : 0248-42-2112

F A X : 0248-42-2138

メー ル : machizukuri@town.yabuki.fukushima.jp